

広島県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年六月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道三原線	三原市中之町六丁目一八三九番三地从先から三原市中之町二丁目四三七六番一地从先まで	平成二十二年六月八日